「避難実施要領のパターン」のイメージ

(平成18年1月 消防庁作成「避難実施要領のパターン作成に当たって」より抜粋)

弾道ミサイル攻撃の場合

【パターン1】

避難実施要領 (一例)

○○市(町村)長 ○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- (※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、 より入念な説明を行うことが必要(過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」(p23参照)が存 在する。)。
- (※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射 されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していること が重要。

2 避難誘導の方法

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市(町村)の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。
- (※)防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- (※)現在調査を行っている全国瞬時警報システム(J-alert)が配備された場合には、国において、 各市(町村)の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。
 - ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。)。
 - ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、 車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車す る等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。
 - ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
 - ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- (※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。
 - ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市 (町村)、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
 - ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。
- (※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。
- 3 その他の留意点
 - ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における 対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」 を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
 - ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模 集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。
- (※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。
- 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難) 【パターン2】

避難実施要領 (一例)

○○市(町村)長 ○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある(○○日○時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を 伝達する。

- (※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。
- (※)戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- (※)屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。
- (3) 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)
 - ○○時現在
 - ○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。
 - 自力歩行困難者は、・・・・
 - ○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。
- (※)避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。
- (※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※)DMAT(Disaster Medical Asistance Team:災害派遣医療チーム)は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市(町村)の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、県からの情報、市(町村)対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市(町村)の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

避難実施要領 (一例)

○○市(町村)長 ○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤(○○剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○○市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(○○1丁目~5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

○○市(町村)は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目~5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

- (※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。
- (2) 市(町村)における体制、職員派遣
 - ア 市 (町村) 対策本部の設置

指定を受けて、市(町村)長を長とする市(町村)対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

- (※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、 政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体 制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。
- (3) 避難実施要領の住民への伝達
 - ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
 - イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自 主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民 への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、

介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- (※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線 や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。 また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT(災害派遣医療チーム)等に よる医療救護活動の調整を行う。

イ 市 (町村) は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応 能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関 と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先と なる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関 における受入れの調整を行う。

- (※)避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。
- (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、 顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。
- (※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市(町村)の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、 現地調整所等からの情報を市(町村)対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況 等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割 別に示す。

連絡・調整先

ア 対策本部設置場所:○○市役所 イ 現地調整所設置場所:○○